平成２６年（フ）第３６７号
愛知県岡崎市日名西町11番地５　ＯＳビル201、前住所愛知県岡崎市井田南町５番地５セントビスタ北岡崎207
債務者　磯貝恵美子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３４４号
大阪府東大阪市額田町６番４号　エステートピアヌカタ105号
債務者　園田　久子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１６号
大阪市鶴見区放出東１丁目４番16号
債務者　吉田　政美
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０２号
大阪市淀川区木川西３丁目３番23号　シンコーハイツ403号、事業所所在地大阪市東淀川区東中島１丁目17番５号　ステュディオ新大阪607号室
債務者　オフィスらおうことトランスプロこと　中尾　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０３号
大阪市淀川区木川西３丁目３番23号　シンコーハイツ403号
債務者　中尾　千春
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３６号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番９―303号
債務者　久松幸子こと　蔡　　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７１号
大阪市阿倍野区文の里１丁目８番26―406号、前住所兵庫県川西市向陽台１丁目12番地の５　４―102
債務者　小山　昌子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１２号
大阪市旭区高殿６丁目８番12号　シビルコート305
債務者　有吉　祐子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１３号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番６―511号
債務者　北山　義彦
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１０号
大阪市港区市岡２丁目１番28―506号、前住所大阪市港区三先２丁目20番64号
債務者　坂本　敏美
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１５号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―211号、前住所大阪市平野区加美北８丁目１番６―205号
債務者　八谷　直也
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８６号
大阪市淀川区新高５丁目６番26―202号、前住所大阪市淀川区田川北２丁目５番９号
債務者　緒方　佳良（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１０３号
大阪市淀川区木川東４丁目４番１―205号
債務者　武元　久夫
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１０号
大阪市旭区森小路１丁目３番１―115号
債務者　田中孝太郎
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００号
岡山県津山市安岡町21番地　井上アパート１Ｆ東
債務者　山下　祥江
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１０１号
岡山県津山市安岡町21番地　井上アパート１Ｆ東
債務者　堀本　正和
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５７号
北海道空知郡上砂川町字鶉38番地12（下鶉南１条１丁目３番１―22号）
債務者　岡本　春男
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係